

衛生研究所再整備事業について

令和 7 年 3 月 2 6 日
健康福祉局保健衛生部衛生研究所

1 概要

(1) 衛生研究所再整備基本構想の策定について

- 衛生研究所は、平成18年に神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター（昭和48年竣工）に整備
⇒ 建設から築50年以上、検査設備設置から15年以上経過するなど、建物や検査設備の老朽化が課題
- 検査技術の高度化・多様化、新型コロナウイルス感染症への対応から見えた衛生研究所が抱える課題
⇒ 検査室の狭隘化・機能不足が課題
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に成立した改正地域保健法
⇒ 衛生研究所が法定化され、その機能強化と健康危機への計画的な取組の推進が求められている

対応の必要性

「**衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方**」を整理(R6.4月)
基本的な考え方を基に、再整備基本構想の策定に向けた検討を行う。
(再整備時期や配置場所、施設の複合化、など高度な調整を要する事項の検討)

取組の推進

「**衛生研究所再整備基本構想**」の策定に向けた進め方

基本構想(案)記載事項

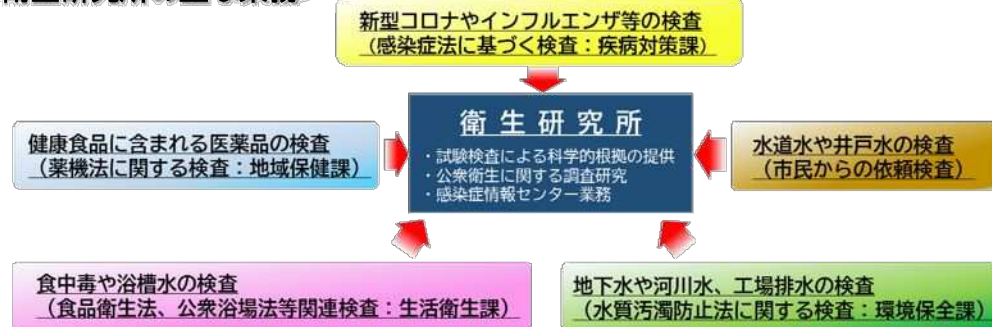
- 導入機能(必要な機能、強化すべき機能)
- 整備方針(施設整備、想定施設規模、整備方式(概算事業費)、整備候補地、施設の複合化、敷地の共用)
- 事業手法(検討に当たっての前提条件、想定される事業手法)
- 今後の取組(想定スケジュール、事業の進め方の留意点)

今後の取組

- 基本構想(案)について専門家の意見を聴取し、その意見を踏まえた上で、基本構想を策定する。

2 再整備に向けた基本的な考え方（R6.4策定）の概要

<衛生研究所の主な業務>



<衛生研究所再整備の必要性と他自治体比較>

市名	相模原市	浜松市	新潟市	静岡市
機関名	衛生研究所	保健環境研究所	衛生環境研究所	環境保健研究所
人口	72万	79万	77万	68万
職員数	16名	26名	27名	19名
建設年	S48	H11	H11	S39
築年数（年）	49	23	23	58
構造・階数	RC 4 階建	RC 4 階建	RC 3 階建	RC 2 階建
延床面積（㎡）	2,088	3,220	2,967	1,257

建築から約50年が経過

● 建物の老朽化

令和4年度の調査結果では、RC圧縮強度について、**設計基準強度を満たしていない**。
雨漏り等計画外かつ緊急性を要する修繕が発生し、**試験検査に影響している**。

➡市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム（令和4年8月）では、「**長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討**」することとしている。

● 検査技術の高度化・多様化

遺伝子レベルの検査（リアルタイムPCR・ゲノム解析）
➡正確な検査には、遺伝子の汚染を防ぐため、**工程ごとに検査室が必要**。



● 感染症発生時における初動検査の重要性と役割の変遷

【初動対応期】

病原体の情報が限られるため、
特殊設備の検査室（1室）でのみ検査可能

【感染拡大期】

施設従事者等の無症状者への検査など、
PCR検査を大量かつ正確に実施
（参考）最大検査実績：344件/日

➡ **検査室の老朽化・狭隘化・機能不足、検査の信頼性確保に課題があることから、新型コロナという未曾有の健康危機に対し、保健所のみならず全市一丸となって乗り越えたこの時期に、衛生研究所の再整備に向けた取組を早急に推進する必要がある。**

● 国（法令等）の動向

<地方衛生研究所の法定化>

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法が改正され、衛生研究所の機能を強化し、健康危機管理に必要不可欠な試験検査体制の整備が求められている。

衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方（概要）

1 衛生研究所の目指す姿

健康危機発生時に必要不可欠である検査に確実に対応する中核的な拠点

2 再整備の取組の基本的な方向性

○ 安全・安心な施設の整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できる施設とする。

○ 財政負担の軽減

国庫補助金等の特定財源の確保や民間活力の活用などによる財政負担の軽減を図る。

○ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

専門的な試験検査を持続的に実施できるよう、長期的な視点を持って再整備に取り組む。

3 機能の整理

○ 法的に求められる機能

○ 平時において健康危機対処に求められる機能

○ 現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

4 民間との役割分担

- 健康危機管理に必要不可欠な検査技術を用いる検査
- 法に基づく行政処分の根拠となる検査

検査技術と検査結果の信頼性を確保するため直営を堅持

➡ **この考え方に該当しない検査については、民間委託に向け、検討を行う。**

5 必要な諸室と延床面積

機能強化が必要な諸室は拡充しつつも、諸室や共用部分の見直しにより延床面積を、**現行の衛生研究所の延床面積程度に留める**。

6 再整備の方向性（再整備の方式や整備候補地の検討における考え方）

具体的な整備場所を検討していく中で、整備場所に応じた**その他の公共施設との複合化や敷地の共用の可能性を検討**する。

(1) 再整備の方式

移転建替えによる再整備を基本として、再整備後の整備コストを見据えながら、施設（建物や特殊設備等）の耐用年数や更新サイクルなど**長期的な視点で検討**する。

(2) 整備候補地の選定に当たって考慮する事項

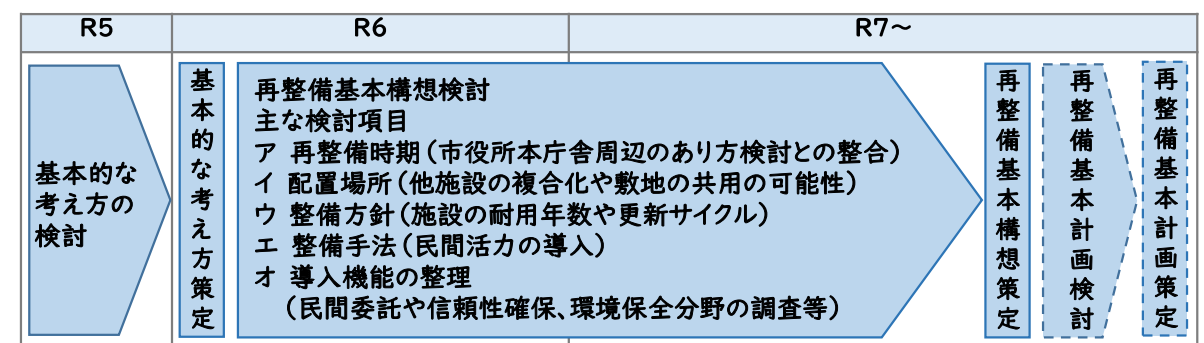
建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、**可能な限り早期に再整備可能な用地であることを最優先に、検査施設という特性を踏まえ、周辺の土地利用状況や保健所との近接性などを考慮して選定**

7 今後の取組

基本的な考え方を基に、再整備基本構想策定に向けた検討を行う。

<想定スケジュール>

※現時点における想定を示したものであり、検討状況、事業手法により変更の可能性があります。



3 衛生研究所の現状と課題（基本的な考え方において整理した事項）

○ 衛生研究所の業務

疾病対策課（感染症法に関する検査）

①性感染症に関する検査（法第11条関連）

性感染症の発生予防とまん延防止のため、検査の推奨と検査機会を提供

- ・H I V
- ・梅毒

②発生動向調査（法第14条・15条）

感染症の発生の状況、動向の把握、及び原因の究明のための検査

- ・定点医療機関からの検体の検査（インフルエンザやR5. 5/8以降のCOVID-19等）
- ・積極的疫学調査（結核や麻疹、R5. 5/7までのCOVID-19等）

③健康診断（法第17条）

感染症のまん延防止のため、感染者の陰性化確認や当該感染者の濃厚接触者の検査

- ・一類～三類及び新型インフルエンザ等感染症が対象（結核や0-157等）

地域保健課（薬機法に関する検査）

①無承認無許可医薬品検査

買上げた健康食品や苦情・相談に対する調査に伴う医薬品成分検査（強壮や痩身等の効果を有する医薬品成分）

生活衛生課

（食品衛生法に関する検査）

①食品に関する検査（食衛法第28条）

市内の店舗から無償で提供を受けた食品等を検査（収去検査）（微生物や食品添加物、残留農薬等）

②食中毒に関する検査（食衛法第63条）

食中毒患者等が発生した場合の調査に伴う検査。他自治体で発生した食中毒に関連した検査も行う。
・食中毒の原因と疑われる食品や患者等のふん便を検査（ノロウイルスや0-157等）

③食品の苦情、相談等に関する検査

食品の劣化や異物混入等の苦情・相談に対する調査に伴う検査

衛生研究所

- ・試験検査による科学的根拠の提供
- ・公衆衛生に関する調査研究
- ・感染症情報センター業務

市民等からの依頼検査

①飲用水水質検査

市民や事業者からの依頼により、井戸水等飲用水の水質検査を有償で実施

②食品放射性物質検査

市民からの依頼により、自ら生産し消費する食品の放射性物質検査を無償で実施

生活衛生課（公衆浴場法、家庭用品規制法に関する検査）

①浴槽水検査（公衆浴場法関連）

市内公衆浴場の浴槽水の検査（レジオネラ属菌等）

②家庭用品検査（家庭用品規制法関連）

乳幼児等衣服や洗剤等に含まれる有害物質の検査（よだれかけ等に含まれるホルムアルデヒド等）

環境保全課

（水質汚濁防止法等に関する検査）

①工場排水に関する検査

工場排水の排除基準に関する検査（重金属化合物や有機塩素化合物等）

②地下水に関する検査

地下水の汚染等に関する検査（重金属化合物や有機塩素化合物等）

③河川水に関する検査

河川水の汚染に関する検査（フッ素系界面活性剤等）

3 衛生研究所の現状と課題（基本的な考え方において整理した事項）

○ 検査技術の発展により、高度かつ多様な技術が要求される検査体制には、検査室が狭隘かつ不足していることや検査の信頼性確保への体制づくり、複雑・多様化する環境問題への対応が課題となっている。

検査技術の発展
(高度化・多様化する検査ニーズ)

状況の変化に伴う課題

①検査室が狭隘かつ不足

②検査の信頼性確保への体制づくり

③複雑・多様化する環境問題への対応

●検査技術の高度化・多様化

【施設整備当初(H18年頃)の微生物検査の主流】



細菌の培養検査
細菌の有無や数を確認
(目視で確認:アナログな方法が主流)

【現在の微生物検査の主流】



遺伝子レベルの精密な検査(リアルタイムPCR・ゲノム解析)
→正確な検査には、遺伝子の汚染を防ぐため、工程ごとに検査室が必要
○検査室の狭隘化・不足が課題
→検査の信頼性を確保するため、独立した監査体制が必要
○内部監査の実施体制が課題



リアルタイムPCR

【施設整備当初(H18年頃)の理化学検査の主流】

1gの100万分の1レベルの検査

【現在の理化学検査の主流】

1gの10億分の1から1兆分の1レベルの精密な検査
→検査技術の向上等により、有機フッ素化合物(PFAS)の水質汚濁など新たな環境問題が顕在化
○本市の地域特性の把握が課題

3 衛生研究所の現状と課題（基本的な考え方において整理した事項）

○ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法が改正され、衛生研究所の機能を強化し、健康危機管理に必要不可欠な試験検査体制の整備が求められている。

地域保健法（令和5年4月1日施行） ※地方衛生研究所の法定化

第26条 都道府県、指定都市、中核市その他政令で指定する都市は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

地域保健法施行規則

第4条 法第26条の厚生労働省令で定める業務は次に掲げる業務とする。

①専門的な知識及び技術に基づく地域保健に関する情報の収集・整理及び活用

②保健所職員その他地域保健に関する関係者に対する研修

③地域保健対策に関する調査及び試験検査で専門的な技術知識を必要とするもの

法第4条（基本指針の策定）

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（令和5年4月1日適用）

- ・ 指定都市は自ら地方衛生研究所等の設置により試験検査の体制を整えること
- ・ 地方衛生研究所等の機能を強化すること

●新型コロナの対応から見た、衛生研究所における初動検査の重要性と役割の変遷

【初動対応における重要な役割】

初動検査は衛生研究所が対応
→ 国立感染研と連携し、検査法を確立
→ その後、医療機関へ検査が普及

【衛生研究所の対応】

病原体の情報が限られるため、
特殊設備の検査室（1室）で検査実施
→ 当該検査室の老朽化・不足が課題

【感染拡大時における役割の変遷】

クラスター等感染拡大防止対策の検査を対応
→ 施設従事者等の無症状者への検査
→ 症状のある者の検査は医療機関が対応

【衛生研究所の対応】

PCR検査を大量かつ正確に実施
（最大検査実績：344件/日）
→ 検査室の狭隘化・不足が課題

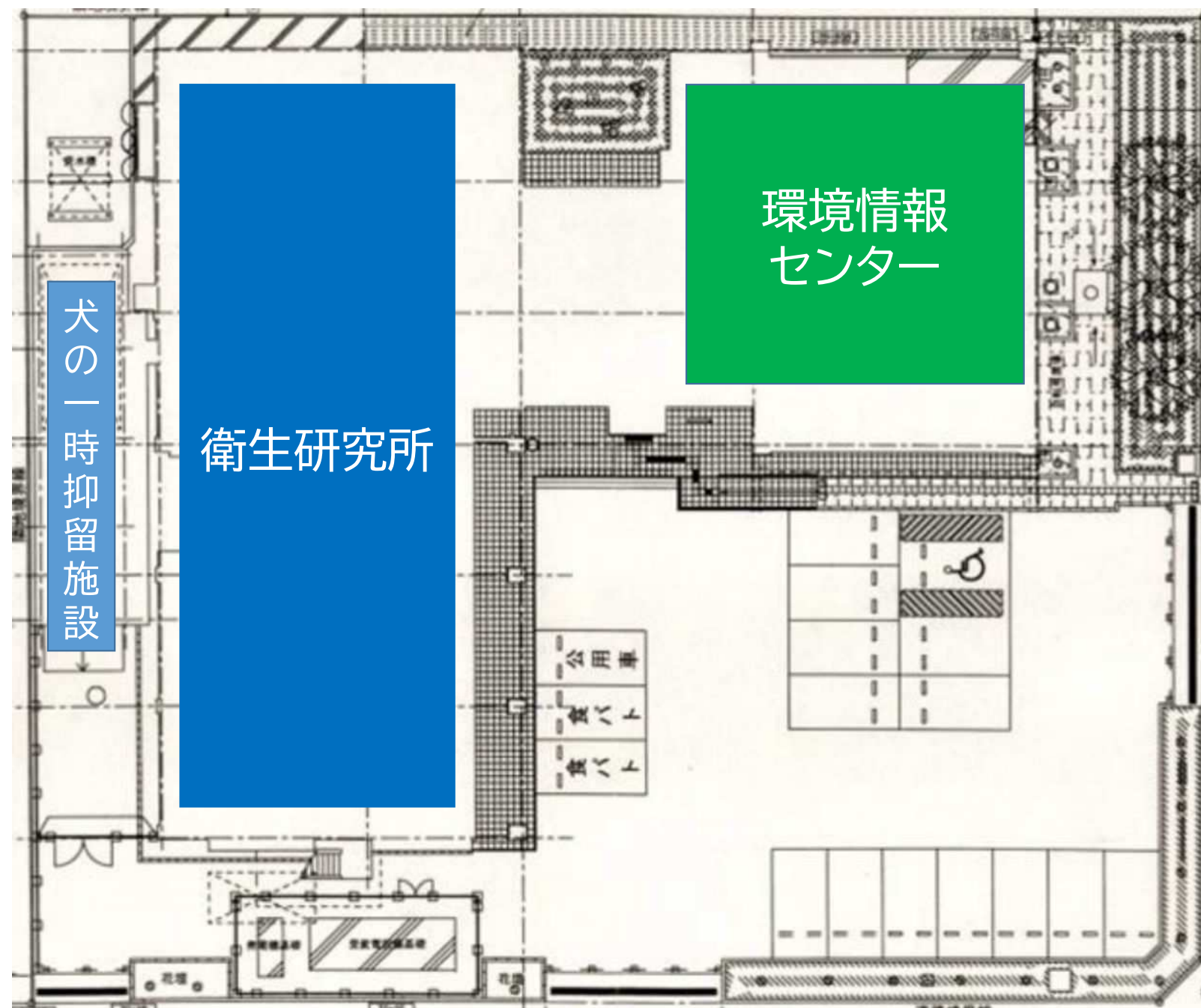


3 衛生研究所の現状と課題（基本的な考え方において整理した事項）

○ 施設（建物）の概要

用途地域	敷地面積(㎡)	容積率	建ぺい率	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	階数	竣工年月
第2種住居区域 (準防火地域)	2,393.29	200%	60%	1,098.493	2,807.90	地上4階建	S48.10月

○ 衛生研究所・環境情報センター・犬の一時抑留施設の複合施設



4 基本構想（案）

（１）導入機能

ア 必要な機能

（ア）法的に求められる機能（整備済）

- 試験検査
感染症や食中毒等の健康危機への対処に必要不可欠な主要な項目についての体制の整備
- 調査研究
試験検査の能力向上、精度向上の調査研究の実施

社会情勢の変化と共に高度化・多様化する検査ニーズ

- 情報収集・解析・提供
感染症の発生状況を収集・解析し、その情報を提供（感染症情報センター）
- 研修指導
地域保健に係る業務に携わる職員等への研修指導

（ア）法的に求められる機能の強化

- 新たな検査法の導入に向けた検討
- 新規検査項目の検査の実施

（イ）健康危機対処に求められる機能の強化

- 市感染症予防計画【R6.4月策定】
- 健康危機対処の手引き（感染症編）【R6.7月策定】
 - ・専門的な技術や知識を有する人材の確保・育成
 - ・平時からの感染症発生動向調査事業に基づく検査やゲノム解析等サーベイランスの実施体制の強化
 - ・感染症情報センターの体制強化、調査研究の推進等

（ウ）現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

- 法令に基づく信頼性確保の実施体制の確立
 - ・食品及び感染症検査部門から独立した信頼性確保体制の確立

- 環境調査に係る体制の充実等
 - ・衛生研究所の特性を生かした検査体制の充実等

環境経済局からの事務移管

既存体制

拡充

拡充

イ 強化すべき機能

- 高度かつ専門的な知識と技術力が求められる試験検査への対応と検査精度の確保
- 試験検査機能強化、調査研究の推進、感染症情報の収集・解析・提供機能強化
- 食品及び感染症検査部門から独立した内部監査体制の確立
- 本市の地域特性を把握するための環境調査の更なる推進

ウ 民間との役割分担

専門性の高い知識・技術と信頼性を確保するためには、**直営による運営が必須**であるが、自ら実施する必要のない検査について、民間活力の活用や廃止について検討

基本構想（案）の
「基本的な方向性」に記載

4 基本構想（案）

（2）整備方針

ア 施設整備

○ 安全・安心な施設整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できるよう、WHOの指針や関係法令等の基準に適合した施設整備とする。

○ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

将来的に多様化・高度化することが見込まれる検査ニーズへの変化等に柔軟に対応できるよう、レイアウト変更を見据えた施設整備とする。

○ 精度管理への対応

健康危機発生時の原因究明や行政処分の根拠に必要な不可欠な検査の精度管理を徹底、かつ多くの検体を効率的に処理することが可能な施設整備とする。

○ ICTの利活用

検査に係る事務負担の軽減や健康危機発生時即応体制確保のための連絡調整を見据え、ICT化の促進による、業務の効率化を見据えた施設整備とする。

○ 環境への配慮

太陽光、風力、地下水などの自然エネルギーを活用した設備、エネルギー消費の小さい建物ZEB Ready(ゼブレディ)を検討する。

イ 想定施設規模

現状の課題を解決するとともに機能を強化するため、狭隘かつ不足している検査室は拡充しつつ、共用部分の圧縮を図ることにより、床面積の削減に取り組み、整備する延床面積は、現行の衛生研究所の延床面積程度とする。

4 基本構想（案）

（2）整備方針

ウ 整備方式

（ア）再整備の可否と仮設施設の要否

項目	中規模改修工事による 既存改修		現地建替え		移転建替え (仮設施設無し)
	仮設施設あり	仮設施設なし	仮設施設あり	仮設施設なし	
再整備の可否	○(可能)	×(不可)	○(可能)	×(不可)	○(可能)

（イ）仮設施設の要否によるコスト比較

※ 単価は、施設特性を踏まえ、直近で衛生研究所の再整備を行った指定都市の事業費を基に単価を設定
※ 現時点において想定する再整備費用と同条件で試算したものであり、将来的な物価上昇等の要因は考慮していない。
※ 移転（仮設を含む）の際は、未利用市有地に移転することを想定し、用地費が掛からないことを想定

項目	中規模改修工事 による既存改修	現地建替えによる 再整備	移転建替えによる 再整備	備考
整備内容	・仮設施設の設計・工事 ・中規模改修設計・工事 ・移転（往復）	・仮設施設の設計・工事 ・建替え設計・工事 ・移転（往復） ・解体設計・工事 ・初度調弁（事務什器）	・建替え設計・工事 ・移転 ・解体設計・工事 ・初度調弁（事務什器）	
コスト比較	×	×	○	仮設施設が莫大な コスト要因



移転建替えによる再整備とする。

※ 基本構想の施設整備方針に、仮設施設を設置しない長寿命化への対応を見据えた施設整備を加える。

4 基本構想（案）

（2）整備方針

エ 整備候補地

建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、**可能な限り早期に、施設の特性を踏まえた再整備が可能な公共用地であることを優先**に、未利用資産や市役所本庁舎周辺のあり方検討、都市計画上の用途地域、周辺の土地利用状況などを考慮して検討を進める。



今後、専門家に基本構想（案）の導入機能や整備方針等について意見交換を行い、その意見を踏まえた上で、基本構想において複数の整備候補地を示す。

オ 施設の複合化

衛生研究所は、施設の複合化による効果や効率化が期待できず、かつ、長寿命化事業におけるコストが増加することから**単独での整備**とする。

検査専用設備・精密な検査機器
病原体や毒劇物等の保管管理



高度なセキュリティーが必要かつ特殊な施設
であるため複合化の効果が期待できない。



仮施設を設置しない長寿命化を見
据えた整備（40～50年で再整備）



複合化した施設の長寿命化事業（80年供用）
における効果が期待できない。



**単独整備
とする**

カ 敷地の共用

敷地の共用については、**基本計画策定時に整備候補地の状況に応じて決定**する。

4 基本構想（案）

（3）事業手法

ア 検討に当たっての前提条件

○ 衛生研究所の運営

衛生研究所は、健康危機発生時に必要不可欠である検査に確実に対応する拠点であり、健康危機発生時への確実な対応や専門性の高い検査技術と信頼性確保の観点から、衛生研究所業務の運営は直営で行うのが必須となる。

また、施設の維持管理業務に民間活力活用の余地はあるが、現施設の維持管理経費は約2,600万円程度で圧縮された状態である。

○ 新衛生研究所の設計・工事

衛生研究所は専門性の高い特殊な施設であり、かつ業務の運営を直営で行うのが必須であることを踏まえると、本市が効率的かつ効果的に運営するために、設計の段階で市の意向を十分に反映させる必要がある。

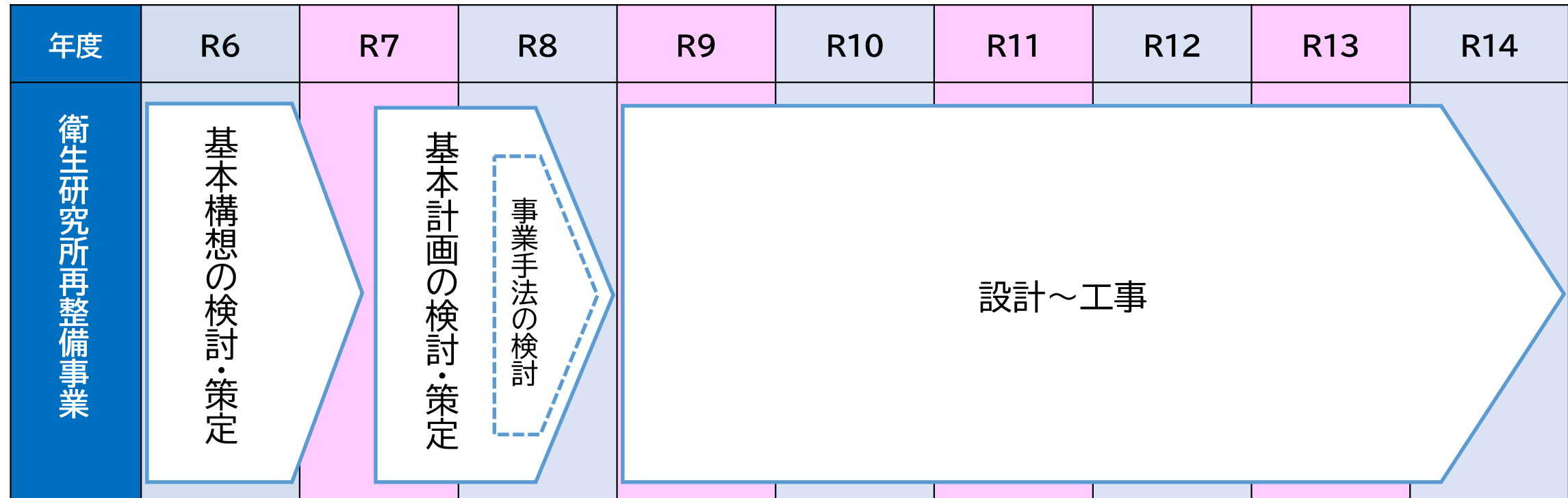


基本計画策定に向けた検討の中で、早期の再整備や費用削減効果を評価した上で決定する。

4 基本構想（案）

（4）今後のスケジュール等

ア 想定スケジュール



- 基本構想策定後、速やかに基本計画の策定に向けて着手する。

イ 事業の進め方の留意点

基本計画において、効率的かつ可能な限り早期の再整備が可能となるような様々な事業手法と概算コストの評価・検討を行う。

また、想定施設規模の中で、現状の課題を解決し、必要な機能を強化するために必要な諸室や検査導線、施設の特性を踏まえた長寿命化などの事業計画の詳細を検討していく。

○基本的な考え方や基本方針（案）を踏まえ、主に次の項目について対話をお願いします。

項目	
①事業手法	・ 事業内容に伴い想定される施設の整備手法がありましたら、お聞かせください。 例）整備パターン、PPP/PFIの可能性など
②長寿命化対策	・ 施設の特性を踏まえた長寿命化対策について、アイデアや意見がありましたら、お聞かせください。
③災害対策	・ 施設の特性を踏まえた災害対策について、アイデアや意見がありましたら、お聞かせください
④環境対策	・ 施設のZEB化に対するアイデアや提案がありましたら、お聞かせください。
⑤その他	・ 事業化に向けた課題や条件、行政に期待する事項がありましたら、お聞かせください。